

夷隅環境衛生組合告示第3号

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、夷隅環境衛生組合の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。以下「委託業務等」という。）に係る平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

平成18年1月30日

夷隅環境衛生組合管理者 太田 洋

第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- (4) 営業の実績が1年以上ない者

第2 物品等の定義

物品等とは、物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く）とする。

- (1) 物品の購入
- (2) 委託業務等
- (3) 印刷の請負
- (4) 電子計算組織に係る業務
- (5) 建物の清掃及び管理の業務
- (6) 廃棄物の収集及び運搬並びに処分の業務

- (7) 公告及びイベントに係る業務
- (8) その他これに類するもの

第3 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。

第4 入札参加資格審査申請書及び添付書類

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格審査申請書（千葉県様式及び同様の内容を有するもの。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて夷隅環境衛生組合管理者（以下「組合管理者」という。）に申請しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が申請する場合にあっては、法人の登記簿謄本、印鑑証明書、納税証明書又は身分証明書の添付を省略することができる。

- (1) 審査項目調書
- (2) 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記簿謄本
- (3) 印鑑証明書（法人にあっては、代表者のものとする。）
- (4) 使用印鑑届
- (5) 財務諸表（申請書を提出した日の属する事業年度の直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。）
- (6) 納税証明書の写しは、いすみ市、大多喜町、御宿町（以下「構成市町」という。）に営業所を有しない者にあっては、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2ヵ年の営業年度における法人税（個人業者は代表者の所得税）の納付済証明書及び消費税及び地方消費税の納税証明書とする。

なお、構成市町内に本店又は営業所を有する者については、上記に加えすべての市町税（個人については代表者）に係る納税証明書（2ヵ年分）とする。

- (7) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、委任状
- (8) 物品の購入の資格審査に係る申請の場合にあっては特約店・代理店一覧表及び物品等納入実績等経歴書、委託業務等の資格審査に係る申請の場合にあっては受託業務等経歴書
- (9) 印刷の請負の資格審査に係る申請の場合にあっては、設備等調書
- (10) 電子計算組織に係る業務の資格審査に係る申請の場合にあっては、技術者・許認可等調書（電算）
- (11) 建物の清掃及び管理の業務の資格審査に係る申請の場合にあっては、技術者・許認可等調書（建物の清掃管理等）
- (12) 廃棄物の収集及び運搬並びに処分の業務の資格審査に係る申請の場合にあっては、技術者・許認可等調書（廃棄物の収集・運搬、処分）

(13) 広告及びイベントに係る業務の資格審査に係る申請の場合にあつては、技術者・許認可等調書（広告・イベント）

(14) 個人にあつては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書

第5 資格審査の申請の時期

資格審査の申請は、平成18年2月10日から3月3日（土・日・祝を除く9時から11時30分、13時から16時）までの間とする。

ただし、組合管理者が特別に認めた場合は、この限りではない。

第6 申請書等の作成に使用する言語等

(1) 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 各証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものとする。

第7 資格審査

資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき入札参加者としての適格性について、次に掲げる事項ごとに行うものとする。

(1) 製造又は販売の実績

(2) 経営規模

- 一 自己資本の額
- 二 生産設備の額
- 三 従業員数

(3) 経営状況

- 一 経営比率
- 二 経営年数

第8 資格の有効期間

第7に定める資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までとする。

第9 変更の届出等

(1) 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があったときは、その都度、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を組合管理者に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称

- 二 営業所の名称、所在地及び電話番号等
- 三 入札参加資格者が法人の場合にあっては、その代表者の氏名及び資本金の額
- 四 入札参加資格者が個人の場合にあっては、その氏名
- 五 代理人
- 六 届出の印鑑
- 七 生産設備（著しく変更した場合に限る。）

第10 入札参加資格の承継

入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- 二 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

第11 入札参加資格の取消し

- (1) 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すものとする。
 - 一 第1の(1)若しくは(2)に該当することとなったとき、又は営業に関し必要とされる許可若しくは認可等を失ったとき。
 - 二 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
 - 三 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 入札参加資格者が第9による変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。
- (3) (1)及び(2)により入札参加資格の取り消しを行ったときは、組合管理者はその旨を入札参加資格者に理由を付して通知する。

第12 入札参加資格の停止

- (1) 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、組合管理者はその者の資格を停止するものとする。
 - 一 不渡手形又は不渡小切手を出した場合
当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
 - 二 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合
同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
 - 三 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行わ

れた場合

同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

- (2) (1)の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、組合管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第13 入札参加資格の有効期間の更新に関する手続

入札参加資格の更新を希望する者は、平成20年1月に平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請書を提出すること。

第14 この公告に関する問い合わせ先

夷隅環境衛生組合 電話0470(86)2155